

高岡市立高岡西部小学校 P T A 規約

第 1 章 総則

第 1 条 (名称及び事務局)

本会は、高岡市立高岡西部小学校 P T A (以下本会という) と称し、事務局を高岡市立高岡西部小学校 (以下本校という) 内に置く。

第 2 条 (目的)

本会は、本校に在学する児童の保護者と勤務する教職員が互いに協力し、家庭と学校と地域社会が児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 (会員)

本会の会員は、次の資格のある者とする。

- (1) 本校に在学する児童の保護者
- (2) 本校に勤務する教職員
- (3) 本会の目的に賛同する者で P T A 会長が認めた者

第 4 条 (事業)

本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 保護者、教職員としての理想に近づくための活動。
- (2) 児童の教育環境充実のための活動。
- (3) 家庭、学校、地域社会の連携により校外における生活指導に協力し、生活環境充実に資する活動。
- (4) その他本会の目的達成に必要な活動。

第 5 条 (方針)

本会は、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育ならびに健康福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗派にかたよる行為や、営利を目的とするような行為は行わない。

第 6 条 (会計)

本会の経費は、会費、寄付及びその他の収入をもって賄う。

第 7 条 (会費)

会費は児童及び教職員一人当たり月額 3 5 0 円とする。

第 8 条 (会費及び寄付金の使用用途)

本会の会費及び寄付金は、第 2 条の目的達成に資する活動にのみ使用できる。

第 9 条 (会計年度)

本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

第 2 章 役員

第 1 0 条 (役員の種類と人数)

1. 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事

- (4) 監事
- (5) 顧問

2. 役員数については細則で定める。

第11条 (役員任期)

1. 役員任期は原則として1カ年とする。但し、再選を妨げない。
2. 役員に欠員が生じたときの後任者は前任者の残任期間とする。
3. 任期満了している場合でも、次期役員が決定するまでは、その任務を続けて行うものとする。

第12条 (役員任務)

役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。また、総会及び執行部会、理事会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を行い得ない時はその職務を代行する。また、会長・監事選考委員会を招集する。
- (3) 理事は、会長、執行部とともに理事会を構成し、重要事項の審議に当たる。また専門委員会、学年委員会の運営に当たる。
- (4) 監事は、会計経理の監査に当たる。また、理事会に出席し、各事業、行事の運営に意見を述べることができる。

第13条 (会長・監事の選任)

1. 会長・監事の選任は、会長・監事選考委員会にて選考し、総会の承認を得る。
2. 会長・監事選考委員会についての必要な事項は細則で定める。

第3章 総会

第14条 (総会の定義)

総会は、全会員をもって構成する本会の最高機関である。

第15条 (総会の開催時期)

定期総会は、4月に開く。臨時総会は理事会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。

第16条 (開催方法)

1. 総会の開催は次のいずれかの方法により開催する。
 - (1) 招集による開催
 - (2) 書面等による招集以外の方法による開催
2. 総会の開催は前項1号の方法での開催を基本とし、前項2号による開催を実施する場合は理事会の承認を得なければならない。

第17条 (総会の内容)

総会は次のことを行う。

- (1) 前年度事業報告、決算報告、会計監査報告の承認
- (2) 今年度会長の選任及び役員承認
- (3) 今年度事業計画案、会計予算案の審議及び議決
- (4) 規約改正等の重要事項の審議及び議決

第18条 (総会の議決)

1. 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

2. 総会への出席が困難な場合、委任状の提出を認める。

第4章 理事会

第19条 (委員会の構成と開催頻度)

理事会は、会長、副会長、理事及び校長、担当教職員で構成し、会長が必要と認めたときに開催する。

第20条 (理事会の内容)

理事会は次のことを行う。

- (1) 執行部会からの報告事項の承認
- (2) 執行部会からの議決要請事項の審議及び議決
- (3) 各専門委員会、学年委員会の行事計画の承認及び結果報告
- (4) 本会と同じ目的をもつ他の団体や機関、特に近隣のPTA及びPTA関係諸団体と連絡し、意思の疎通を図る。
- (5) その他必要な事項

第21条 (総会機能の代行)

理事会は、執行部会が必要と認めたとき、総会機能の代行をすることができる。但し、理事会での決定事項は、事後の総会において報告し、承認を得なければならない。

第5章 執行部会

第22条 (執行部会の構成、開催頻度、議決)

執行部会は、会長、副会長、専門委員会の正副委員長で構成し、会長が必要と認めたときに開催し、各種の協議事項を審議、決定する。但し、決定事項に総会決議、理事会決議を必要とする場合、事後の総会、理事会における報告、承認を得なければならない。

第23条 (執行部会の内容)

執行部会は、各専門委員会、学年委員会の意見を総合調整して、年間計画を立案する。また、総会及び理事会に提出する議案を調整する。

第24条 (例外的な執行部会への参加)

執行部会は、必要に応じ、第22条で定めた構成員以外の参加を認めることができる。

第6章 委員会

第25条 (委員会の種類)

1. 本会に専門委員会、学年委員会を置く。
2. 地区委員会の委員は高岡西部小学校区の各自治会に置く。
3. 各委員会の詳細は細則で定める。

第26条 (特別委員会)

特別な事項において必要があるときは、特別委員会(専門委員会扱い)を設けることができる。

第7章 個人情報の取り扱い

第27条 (個人情報の取り扱い)

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については学校の方針に準じて適正に運用する。

第8章 細則

第28条 (細則の要旨)

1. 本会の運営に関し必要な規定を「細則」として定めることができる。
2. 細則で定める内容はこの規約に定める内容に反してはならない。
3. 細則は理事会の議決により制定または、改廃することができる。
4. 理事会は、細則を制定または改廃した場合、その結果を次期総会で報告しなければならない。

第9章 改正

第29条 (規約の改正)

1. この規約は、総会の議決を経て改正することができる。改正案は、総会の開催の少なくとも10日前に全会員に知らせておかなければならない。
2. 改正の結果は、次期理事会での承認を必要とし、次期総会で報告しなければならない。

付則

1. 本規約は令和6年4月1日より施行する。
2. この規程の一部を改訂し、令和7年4月1日から施行する。令和6年度は4月1日に遡及して効力を生じることとする。